（表略）

（削る）

（フレキシブルディスクの構造）

第二十一条　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十二条　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二　（略）

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第二十三条　第二十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（権限の委任）

第二十四条　法第二十三条の三第一項及び令第三十六条の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

（削る）

（削る）

（削る）

一　法第十九条第五項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二　法第二十二条第七項において準用する法第二十条第二項に規定する権限

（削る）

三　（略）

四　法第二十三条の二第一項に規定する権限

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（表略）

2　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類の提出に代えてフレキシブルディスク等を提出する場合においては、第二十条中「正副二通」とあるのは、「フレキシブルディスク一枚並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類正副二通」とする。

（フレキシブルディスクの構造）

第二十五条　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十六条　第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二　（略）

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第二十七条　第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二　（略）

（権限の委任）

第二十八条　法第二十三条の六第一項及び令第三十六条の十第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号から第六号まで（第六号に掲げる権限にあつては厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。）、第八号及び第九号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第四条第一項及び第二項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二　法第七条第三項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

三　法第十条第一項に規定する権限

四　法第十七条第一項に規定する権限

五　法第十九条（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

六　法第二十条第二項（法第二十二条第七項において準用する場合を含む。）に規定する権限

七　法第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

八　法第二十二条第六項に規定する権限

九　法第二十三条の三第一項に規定する権限

十　令第三十五条第二項に規定する権限

十一　令第三十六条第二項及び第三項に規定する権限

十二　令第三十六条の二第一項に規定する権限

十三　令第三十六条の三第一項に規定する権限

十四　令第三十六条の七第三項に規定する権限

十五　令第三十六条の八第二項及び第三項に規定する権限